

'83夏季手当集約(1.82ヶ月、%24支払い)



不当な賃金抑制を許さぬ闘いを強化しよう

六月十五日に提示された「一・八二ヶ月分、国鉄・林野に格差」なる不当な当局案をめぐり決裂していた夏季手当交渉について、動労千葉は十七日十五時より団交を再開し厳しく追及しました。

しかし、すでに十五日11時30分に鉄労と全施労、十七日9時30分に動労、11時30分に全動労が集約し、国労も同日15時30分に集約するという状況のなかで、当局の回答は、何んら前進をみせず、かたくなな態度に終始しました。

このような未曾有の合理化攻撃をかけ、賃金までも、三公社二現業との格差をつけるという、賃金抑圧と、差別分断攻撃を、我々は、厳しく当局を追及したうえで、諸般の情勢を判断し、同時に組合員の生活設計の限界を考慮し、極めて不満な内容であるが、次の内容で集約することとしました。

五八年度の夏季手当の支払いに関する協定

五八年度の夏季手当の支払いについて、次の通り協定する。

一 支払い範囲

五八年六月二十四日現在に在職する職員及び

た職員とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- | | | | |
|-------------------------------------|------------|-----------|-----------|
| (1) 休職中の職員で無給の者 | (2) 停職中の職員 | (3) 無給の職員 | (4) 未帰還職員 |
| (5) 五八年六月二十四日現在において、継続事故欠勤が六〇日をこえる者 | | | |

二 支払額

五八年六月二十四日現在に在職する職員及び五八年五月二十四日以後退職し、又は死亡し

た職員とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。

- | | | | |
|-------------------------------------|------------|-----------|-----------|
| (1) 休職中の職員で無給の者 | (2) 停職中の職員 | (3) 無給の職員 | (4) 未帰還職員 |
| (5) 五八年六月二十四日現在において、継続事故欠勤が六〇日をこえる者 | | | |

三 端数整理（略）

五八年六月二十四日現在において、休職中の者については、基準額にそれぞれ休職者給与の率を乗じて得た額。

四 公務員等からの転入者（略）

五八年六月二十四日以後準備でき次第とする。

準職員および臨時雇用員に対する夏季手当について
（略）

（略）

附 属 覚 書

（略）

83.6.18
No. 1386

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二五三五・六・(公衆)〇四七二二二七〇七

こうした政府・自民党、国鉄当局の合理化、賃金抑制攻撃をはね返す闘いの強化をかちとつていこうではありませんか。

| 夏季手当 | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 支払範囲 | 五八年六月二十四日現在職員 |
| (2) 支払額 | 一・八二ヶ月分 基準内賃金（婚姻加算を除く）の |
| (3) 支払日 | 五八年六月二十四日以後準備でき次第 |
| (4) その他の取り扱い | 従来と同様 |